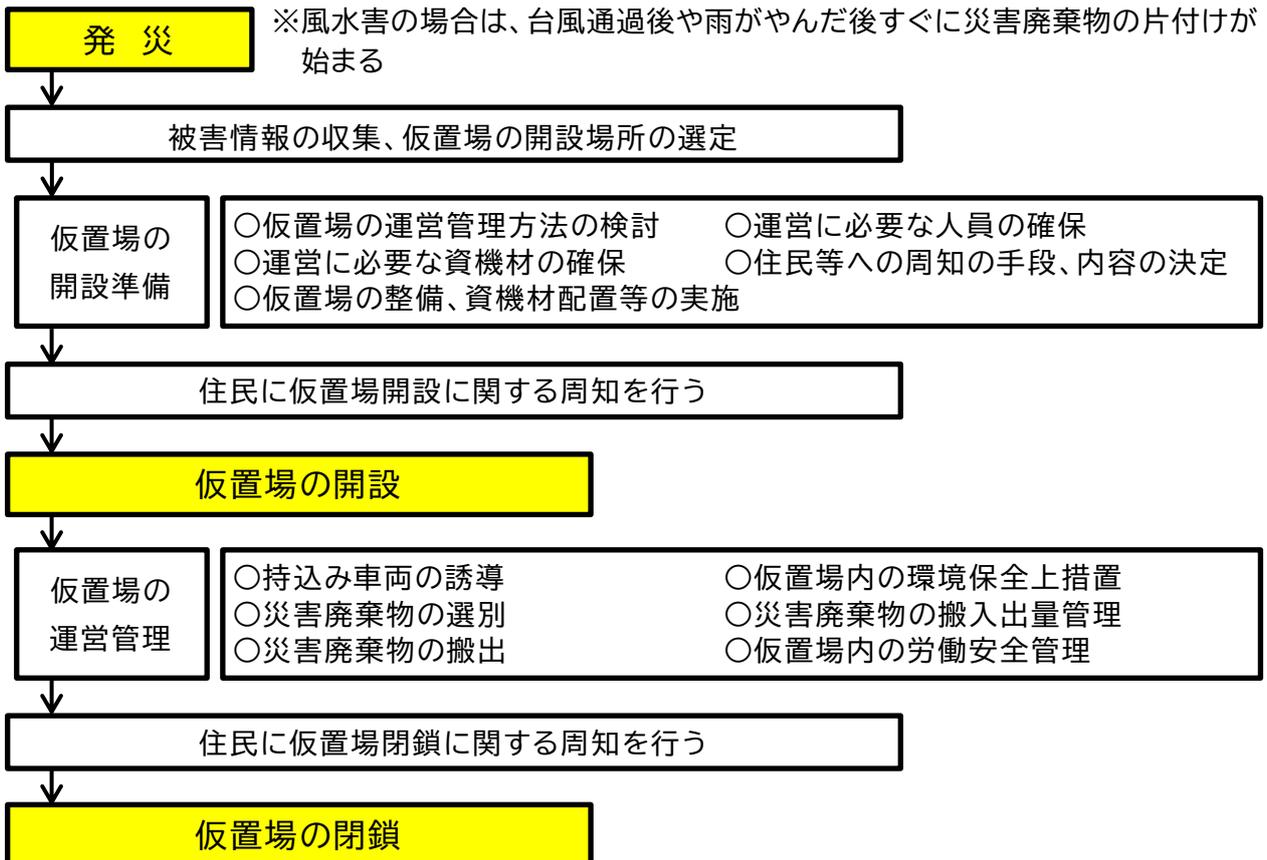


災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関するマニュアル 【簡易版】

※発災直後の初動対応に用いることを目的とし、検討事項等を簡易的に整理したものです。
平常時の準備や検討事項等の詳細な内容はマニュアル本編を参照ください。

災害発生後の仮置場の設置・運営に関する流れ



仮置場開設までの対応

◆仮置場の決定

- ・候補地の中から、仮置場としての適性が高い場所を優先し、開設について順に検討
(被災して使用不能になっていないか、他の用途で使用されていないかは、確認が必要)

【優先して考慮すべき条件】

- 被災地域から離れすぎているか(被災地域から車で10分程度の運搬時間を基準)
- 必要と考える広さがあるか(3,000㎡以上を目安)、○舗装済みか(敷鉄板でも代替可)
- 交通量の多い道路に面していないか(搬入者以外の車両通行にも影響するおそれ)
- 出入口が明確な場所か(出入口が複数あると車両誘導や警備が困難になるおそれ) 等
- ・仮置場の決定に際しては、候補地の所有者(管轄先)と、土地利用に関する調整を必ず実施
- ・仮置場が不足する場合や市町村単独での処理が困難な場合、県等へ協力を依頼

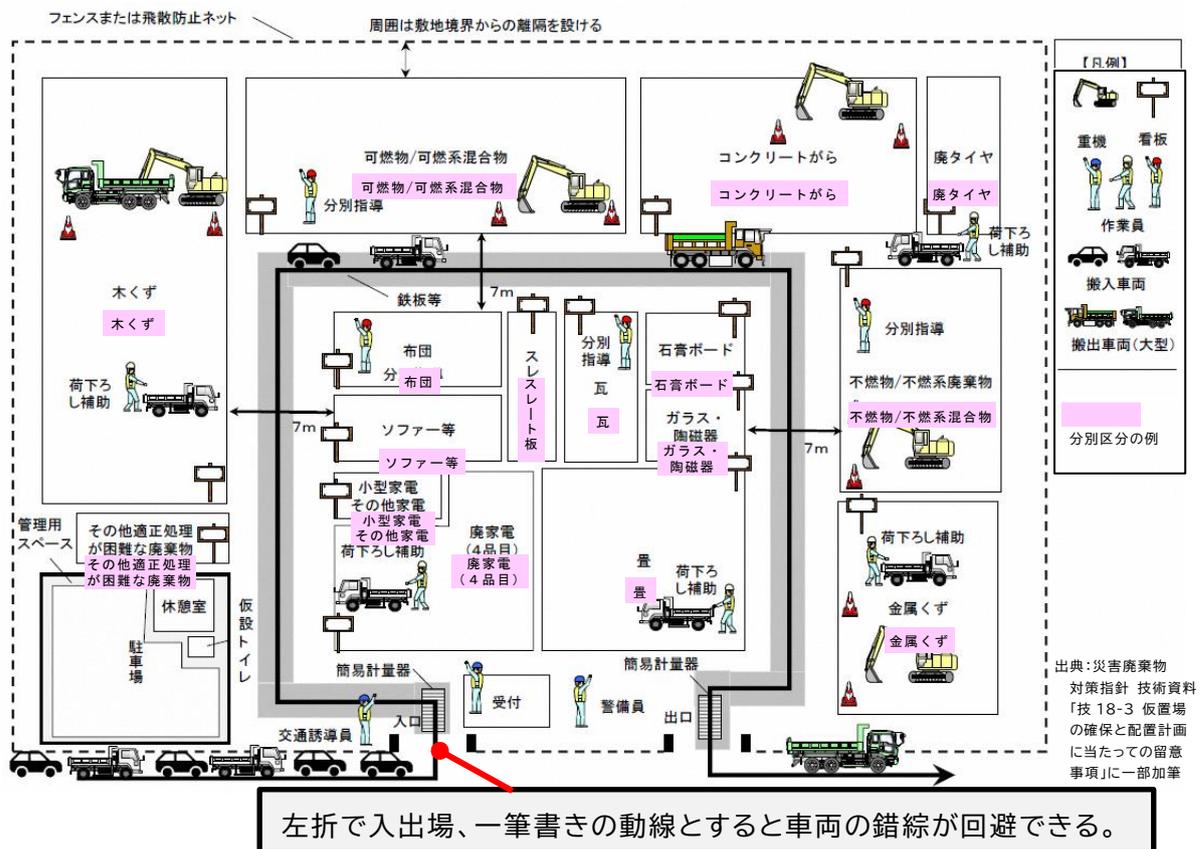
◆仮置場の運営管理方法の検討

【仮置場のレイアウトの決定】

- ・仮置場からの搬出作業も想定し、極力そのまま引き渡せるような「**分別区分**」を決定
- ・災害廃棄物を保管する場所、分別区分を示す看板や見せごみを設置する場所、重機が作業を行う場所等、仮置場内の「**配置**」を設定



- ・搬入・搬出車両がどのように仮置場内を移動するのか、「**動線**」を検討



【仮置場の開場日時の決定】

- ・仮置場を「**開場する日**」を決定(毎日開場する、決められた曜日のみ開場するなど)
- ・仮置場を「**開場する時間帯**」を決定(開場～閉場時間、昼休みの有無など)
- ・仮置場の「**開設期間**」を決定(開設期間を予め設定しておき、必要に応じ延期する)
- ・発災後、ごみの片付けは早々に行われると予想されるため、**速やかな開設が必要**
- ・開設に際し、廃棄物の搬出先を確保(受入停止リスクの回避。マニュアル本編39頁参照)

【仮置場の運営方法の決定】

- ・仮置場の運営に必要な人員を確保
- ・**民間事業者への運営委託**についても検討(委託時の対応はマニュアル本編16頁参照)

仮置場開設後の対応

◆災害廃棄物持込み車両の誘導

【車両の誘導等を行う場所と、その対応】

仮置場外	周辺道路の渋滞緩和、車両の錯綜防止等を目的とした誘導員を配置
入口部 (受付)	仮置場への搬入車両の管理を目的とした受付作業員を配置 ※他市町村や受入対象外のごみの搬入防止の観点からも、受付は重要 <受付時の主な確認事項> 搬入者(廃棄物発生元)の氏名、車両ナンバー、 搬入許可証、搬入車両の種類、主な搬入物 等
仮置場内	搬入車両の動線、荷下ろし場所への案内を目的とした誘導員を配置 (又は、看板設置、分別指導員との兼務等、誘導員配置に代わる対応を実施)

◆仮置場における環境保全上の措置

- ・仮置場内の火災対策、飛散対策、騒音・振動対策、土壌汚染対策、臭気対策などの実施
- ・受付時間外の対策の実施(閉場後の入口封鎖、夜間警備など)

【火災対策】 ※仮置場内で火災が発生した事例があり、特に留意が必要

- ・可燃性廃棄物の積上げ高さを 5m 以下とする(より低い方が望ましい)。
- ・災害廃棄物の山と山との離間距離を 2m 以上とする。

◆仮置場内における災害廃棄物の選別

- ・ある分別区分の廃棄物の山に異なる種類の廃棄物が混合化しないよう、適切に管理
※ 混合化を防ぐため、手作業・重機による分別、迅速な搬出を実施
- ・受け入れざるを得ない、想定外の廃棄物の保管場所も仮置場内に確保
- ・仮置場での選別や搬出に係る前処理作業が発生しない分別区分を設定

◆仮置場内における災害廃棄物の搬入出量管理

【基本的な搬入出量管理方法】

搬入量	搬入車両別積載量※×搬入台数 (※車種別の想定が必要。下表計算例)							
	車種	想定積載量	搬入台数				合計	推計重量 (t)
●月 1日			2日	...	30日			
	普通車	50kg	10	5		1	20	1.0
	軽トラック	250kg	10	5		0	30	7.5
	1tトラック	750kg	2	2		0	10	7.5
	2tトラック	1,500kg	2	2		0	10	15.0
	4tトラック	3,000kg	1	1		0	5	15.0
	合計		25	15		1	75	46.0
搬出量	処理先(処理施設等)で計量した結果を受領							

- ・搬出量は、国庫補助金を申請する上でも必須の情報のため、適切に把握

◆仮置場からの災害廃棄物の搬出

- ・災害廃棄物処理フローに沿い、品目別の処理先を確保(平常時から処理先を検討しておく)
- ・衛生害虫等の発生防止のため、腐敗性の廃棄物は特に速やかに処理先を確保
- ・有害廃棄物、危険物、適正処理困難物等が仮置場に搬入された(受け入れざるを得なかった)場合は、他の分別区分の廃棄物と分けて保管した上で、処理先を確保
その際の処理先は、指定取引先等、平常時から決められた収集ルートへの依頼が基本

◆仮置場内における労働安全管理

- ・労働安全管理上必要な装備・保護具等を準備

【作業員に必要な装備・保護具等の例】

基本装備	作業着、底に鉄板の入った安全靴、帽子・ヘルメット、軍手、ゴム手袋
粉じん対策	防塵マスク、安全ゴーグル、めがね
衛生対策	タオル、着替え、除菌ウェットティッシュ、消毒液、虫よけスプレー
熱中症対策	経口補水液、塩分を含む飴
防寒対策	防寒着、カイロ
感染症対策	マスク、フェイスシールド

- ・災害廃棄物に関する対応は、平常時よりも事故等の発生リスクが高まると考えられることから、作業員の心身の健康に配慮した業務体制を確保

【作業員の健康管理への配慮の例】

労働時間への配慮	休憩時間・昼休みの確保、交代勤務制の導入
心労への配慮	役割の交代、運営計画・広報・マニュアルの作成等による現場対応の省力化
熱中症への配慮	こまめな休憩・水分・塩分の取得
感染症への配慮	作業員の体温管理の徹底、こまめな手洗い・消毒、咳エチケットの励行、休憩中の密集の回避、離隔距離の確保 (熱中症リスクが高い環境下では、いずれの対応を優先するか、現場状況から判断)

- ・二次災害発生のおそれがある場合の仮置場の受入一時休止についてルール化
- ・事故防止に関する確認や情報共有を行うことを業務ルーチン化

◆仮置場の閉鎖

- ・仮置場における災害廃棄物の受入を終了(閉鎖)する前に住民へ周知
- ・閉鎖の時期は、ごみの搬入状況や住民からの要望等を考慮し、慎重に検討
- ・閉鎖した仮置場は、開設前の状態へ原状復旧
- ・土地所有者に対しては、用地返却のための確認を実施